

令和7年度球磨村芋川・那良川における小水力発電事業公募資料作成業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、2050年までの脱炭素化を見据え、球磨村の「カーボンゼロ」の達成に向け、脱炭素の取組みの1つである「地域資源を十分に生かした再エネ導入」を実施するため、球磨村の芋川及び那良川から取水している農業用水路を活用した小水力発電の事業者公募のため、公募資料を作成する業務である。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度球磨村芋川・那良川における小水力発電事業公募資料作成業務

(2) 業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結の翌日から令和8年1月30日まで

(4) 履行場所（対象河川）

芋川：球磨村大字一勝地乙126、166-2周辺

那良川：球磨村大字一勝地甲1783-21、三ヶ浦丙876-4周辺

(5) 事業費限度額

968,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、見積書の金額が事業費限度額を超過した場合は、失格とする。

また、事業費の限度額は、提案にあたっての上限額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

(6) 契約方式

プロポーザルにより選定した事業者を相手方とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

3 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

4 参加資格

参加を申し込む事業者は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 租税を完納していること。
- (4) 本村から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 球磨村公共工事関係業務委託契約約款（平成23年球磨村告示第74号）第43条第1項第6号アからオまでに該当しないこと。
- (6) 本業務を一括再委託しないこと。

- (7) 過去5年以内に再生可能エネルギーの固定価格買取制度を用いた売電をするに至った発電規模20kw以上50kw未満の小水力発電施設の導入可能性調査または設計業務の実績があること。
- (8) 球磨村暴力団排除条例（平成23年球磨村条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員又はその関係者でないこと。
- (9) 当該業務を遂行できる能力を有する担当者を配置し、当該業務を行うための実施体制を構築していること。

5 スケジュール

公募開始	令和7年6月 6日（金）
質問受付期限	令和7年6月13日（金）
質問に対する回答	令和7年6月18日（水）
参加申込受付期限	令和7年6月23日（月）
企画提案書等提出期限	令和7年6月27日（金）
プレゼンテーション	令和7年7月 3日（木）
結果通知	令和7年7月 9日（水）

※上記日程は、変更する場合がある。変更する場合は、対象となる事業者事前に連絡するものとする。

6 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関する質問の受付及び回答の方法は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付

ア 受付期限

令和7年6月13日（金）正午まで（必着）

イ 提出方法

電子メールにてメール本文に質問内容を記載し（ファイル添付は受け付けない）提出すること。メール標題は「質問：球磨村小水力発電事業公募資料作成プロポーザル」とすること。

ウ 提出先

球磨村役場復興推進課（以下「主管課」という。） kikaku@kuma.kumamoto.jp

(2) 質問の回答

受け付けた質問に対する回答は、令和7年6月18日（水）までに質問者に対して電子メールにより行う。

7 資料の提供について

本業務に必要な資料のうち、以下の資料については、企画提案書作成にあたって、球磨村から提供する。

- (1) 小水力発電検討概要資料
- (2) 位置図
- (3) 事業性評価調査結果資料

8 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）： 1部
 - イ 会社概要（最新のもの、パンフレット可）： 1部
 - ウ その他添付書類： 各1部
 - （ア） 商業登記簿謄本（原本） 3箇月以内に発行されたもの
 - （イ） 印鑑証明書（原本）
 - （ウ） 決算書（財務諸表等）直近3年分
 - （エ） 国税及び県税並びに市町村税に未納がないことの証明書
 - （オ） 「4参加資格」(7)を満たすことが分かるもの
- ※業務実績及びその業務実績に関する契約書（写し）

(2) 提出期限

令和7年6月23日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

郵送又は持参のみの受付とし、メールは認めない。郵送の際は、郵便書留により履歴が残る方法を取ること。提出期限を過ぎた場合は、一切受け付けない。

なお、参加申込書提出後にプロポーザルを辞退する場合は、令和7年6月27日（金）までに「参加辞退書」（様式第3号）を郵送又は持参にて提出すること。辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響しない。

9 企画提案書等の提出

このプロポーザルに参加する者は、次の要領で企画提案書等を提出すること。ただし、提出期限までに企画提案書等の提出を行わない者は、参加申込書の提出があったとしても、審査対象から除外する。

(1) 提出書類

- ア 誓約書（様式第2号）
- イ 企画提案書（様式第4号）
- ウ 企画提案書（本編 ※任意様式）
- エ 見積書及び見積内訳書（※任意様式）
- オ 業務実施体制（様式第5号）
- カ 技術者等経歴書（様式第6号）

(2) 企画提案関係書類及び資料の配布について

球磨村ホームページからダウンロードすること。

(3) 提出期限

令和7年6月27日（金）午後5時まで必着

(4) 提出部数

正本 1部、副本4部

(5) 提出場所

主管課

(6) 提出方法

郵送又は持参のみの受け付けとし、メールは認めない。郵送の際は、郵便書留により履歴が残る方法を取ること。提出期限を過ぎた場合は、一切受け付けない。

10 企画提案書の作成方法

- (1) 「12審査及び選定方法」(4)の表1に示す評価項目等に沿った具体的な提案であること。
なお、企画提案書はおおむね次の項目順に作成し、合計25ページ以内（表紙、目次は除く。）で作成すること。
 - ① 会社概要
 - ② 本業務の実施方針及び実施体制
実施体制の記載については、「業務実施体制」（様式第5号）、「技術者等経歴書」（様式第6号）を必ず添付し、補足すること
 - ③ 本業務の業務工程などの全体説明
 - ④ 特記仕様書の内容に関する提案
 - ⑤ その他独自提案内容及びPR内容（自社の強みなど）
- (2) 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図等を用いて、簡潔かつ明瞭に記述すること。
- (3) 提案内容は、全て企画提案書に記述すること。なお、プレゼンテーション時の追加資料提出及びプレゼンテーションでのみ提案された内容は審査対象にならない。
- (4) プレゼンテーションで使用する資料の用紙サイズは、A4版縦又は横とし、横書きでの両面印刷とすること。ただし、図表等については、必要に応じてA3版の折り込みでも差し支えない。
- (5) 表紙は、「企画提案書」（様式第4号）を使用すること。
- (6) ページ番号を付し、目次を作成すること。
- (7) 文字サイズは、10ポイント以上とすること。

11 見積書について

- (1) 様式は自由とし、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。なお、宛名は「球磨村長 松谷浩一」、表題は「令和7年度球磨村芋川・那良川における小水力発電事業公募資料作成業務」とすること。
- (2) 内訳書（算定根拠）を添付し、具体的な内訳を明らかにした上で、人件費明細書等で作業にかかる工数を表示すること。
- (3) 金額の訂正は不可とし、その他の記載事項を訂正する場合は、該当箇所に届出印で押印すること。
- (4) 本業務については、事業費限度額内での提案を行うこと。

12 審査及び選定方法

審査等については次のとおりとする。

(1) 選考方法

審査を行うため、「球磨村小水力発電事業性評価調査業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、審査を行う。なお、審査は非公開とし、一次審査、二次審査ともに、評価、採点に関する問合せや異議は一切受け付けない。

(2) 審査会の構成員

審査会は、副村長、政策審議監、総務課長、復興推進課長の4名で構成する。

(3) 審査方法

企画提案書提出者が5者以上の場合は、企画提案書の内容に基づく書類審査を実施する。4者以下の場合は、プレゼンテーションのみ実施する。

① 一次審査（書類審査）

- 企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を実施する。
- 一次審査の結果は、電子メールにより速やかに通知する。
- 一次審査通過者には、二次審査（プレゼンテーション）を実施する。

② 二次審査（プレゼンテーション）

- 二次審査の実施場所及び実施時間は、一次審査の結果と併せて通知する。
- 企画提案書の説明及び質疑応答は、本業務の担当予定者が行うこととし、統括責任者及び実施責任者は必ず出席すること。また、会議室に入室できるのは4名までとする。
- 企画提案書の説明は15分以内とし、その後、質疑応答を15分程度行う。
- プロジェクター及びスクリーンを村で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。
- 審査の結果は、令和7年7月9日（水）午後5時までに電子メール又は文書にて通知する。
- 二次審査に参加できない者は、審査対象から除外する。

(4) 選定方法

評価項目及び評価基準（表1）により審査を行い、最も評価点の高いものを第一優先交渉権者とする。

① 選定にあたり、評価点が高点の者が2者以上あるときの対応

- 見積価格が異なる場合、見積価格（提出のあった見積書の総額）が低い者を上位とする。
- 見積価格が同じ場合、審査委員長の審査を基に上位者を決定する。

② 有効な企画提案書提出者が1者のみのときは、平均評価点が70点以上であり、審査会が適正な提案と判断する場合は、第一優先交渉権者とする。

評価項目及び評価基準 表 1

評価項目		評価基準	配点
1	業務内容、 実施手法	・業務の趣旨及び目的を十分に理解し、小水力発電の導入実現に向け、十分な提案内容となっているか。	25
2	業務遂行技術力	・業務を遂行するために必要な知識と経験を有する人材が配置されているか	20
		・同種又は類似業務の実績やノウハウはあるか	20
3	作業計画の妥当性	・各業務の役割や順序、関係性が意識された作業計画となっているか	10
		・作業工程は妥当なものであるか	10
4	事業者の意欲、熱意他	・業務に対する取組み意識が高く、熱意が感じられるか、また、その他評価できる点があるか	10
5	見積金額	適正な見積金額が提示されているか	5
		合計	100

13 契約締結

契約内容及び契約金額は、第一優先交渉権者とさらに業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、正式に決定した上で随意契約により契約を締結する。なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合がある。

なお、契約は補助対象事業と補助対象外事業ごとに分けて締結する。

14 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に不備があると主管課が判断した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 第三者の著作権等の権利を侵害する提案があった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為及び提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合
- (6) その他、本要領に定める手続きを遵守しない場合

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1 者 1 案とする。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類は提出者に無断で他の業務等に使
用しない。
- (6) 選定に関する異議は一切受け付けない。
- (7) 本事業の成果物等にかかる権利は、球磨村に帰属する。
- (8) 見積価格が著しく低額であるなど、契約の履行がなされないおそれがあると球磨村が
認めるとき、又は契約締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあ
って、著しく不相当と認められるときは、調査の上、契約を締結しないことがある。
なお、調査に当たっては、調査に必要な資料の提出を求めることがある。

16 担当部署（書類等提出先）

〒 8 6 9 - 6 4 0 1 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地
球磨村役場 復興推進課 企画調整係 担当：簗田
電子メールアドレス：kikaku@kuma.kumamoto.jp
TEL：0966-32-1114
FAX：0966-32-1230